

Press Release

(行事・催し物)

件名	第8回男女共同参画in美唄大会	
実施日	令和5年10月28日(土)	
タイムスケジュール (詳細に記載願います)	日時	内容
	13時00分～15時30分	講演
場所	美唄市民会館	
主(共)催	美唄市、美唄市男女共同参画推進協議会	
開催の趣旨	男性も女性もお互いに尊重し合い、その持てる個性と能力を発揮しながら、いろいろな分野で活動ができる社会を推進するため、一人ひとりが地域の一員としての自覚を持ち、それぞれの役割を認識し知識を深めることを目的とする。	
内容	演題:『セクハラ、パワハラ、LGBT問題って何?』 講師:ラベンダー法律事務所 弁護士 田端 綾子(たばた あやこ)氏 セクハラやパワハラ、LGBTという言葉をよく耳にするようになり、現代社会の課題として、「社会やビジネスにおける人権」が注目をあつめ、社会生活や企業活動においても、人権への配慮や意識が求められています。セクハラ、パワハラ、LGBTの問題について一緒に学びます。	
参加対象	男女問わずどなたでも	
参加人数	最大50人	
備考		
担当課	美唄デザイン課広報情報係 担当 小山 電話0126-63-0113	

セクハラ、パワハラ、 LGBT問題って何？

『あなたの周りの悩んでいる人に、もし相談されたら？』

セクハラやパワハラ、LGBTという言葉をよく耳にするようになってきました。現代社会の課題として、「社会やビジネスにおける人権」が注目をあつめ、社会生活や企業活動においても、人権への配慮や意識が求められています。セクハラ、パワハラ、LGBTの問題について一緒に学んでみましょう。

【日時】 令和5年10月28日（土） 13：00～15：30

【会場】 美呗市民会館 2階大会議室
(美呗市西4条南1丁目4番2号)

【講師】 ラベンダー法律事務所
たばた あやこ
弁護士 田端 綾子 氏



ご経歴

- ・2000年4月 札幌弁護士会登録
- ・2002年10月 ラベンダー法律事務所開業
- ・2021年7月～12月・2022年6月～12月・2023年7月～ 札幌法務局人権擁護部アドバイザー弁護士
- ・2023年7月～ 北海道いじめ問題審議会委員

美呗市男女共同参画推進協議会事務局（美呗市総務部美呗デザイン課広報情報係内）

申込み
・
問合せ

TEL 0126-63-0113
FAX 0126-62-1088
メール kouhoujouhou@city.bibai.lg.jp(代表)

※当日参加も可能です